

宮崎市新庁舎建設基本構想 検討資料

庁舎の規模検討・整理

1. 庁舎規模の検討・整理プロセス	2
2. 現庁舎の面積の算出	4
3. 本来現庁舎が備えるべき面積	
(1) 移転対象職員数	6
(2) ベンチマークデータとベース規模	9
(3) ベース規模の補正	12
(4) 面積の算出	18
4. 新庁舎が備えるべき面積	20
5. 他の庁舎の利用可能性検討	24

1. 庁舎規模の検討・整理プロセス

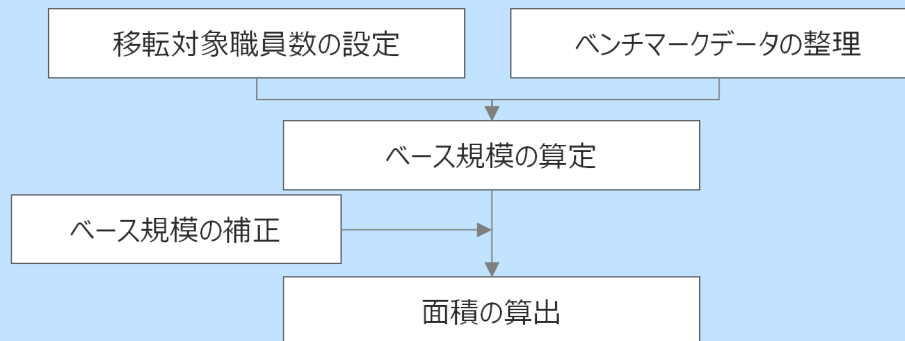
庁舎規模の検討・整理プロセス

- ・ 庁舎の規模は、以下のフローにより、検討・整理した。

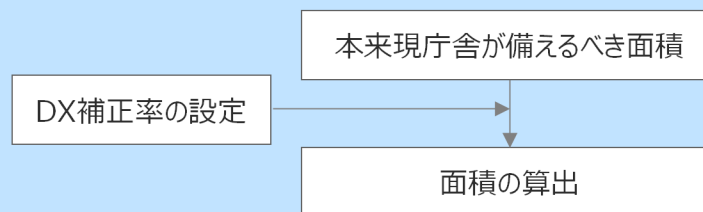
面積算定フロー

現庁舎の面積の算出

本来現庁舎が備えるべき面積の算出



新庁舎が備えるべき面積



2. 現庁舎の面積の算出

現庁舎の面積

- 現地実測結果に基づき、現地実測の対象施設の面積等を、11機能分類ごとに整理した。

現庁舎の面積（実測調査結果）

人口 (万人)	職員数 (人)	延べ床面積 (㎡)	上段：機能別面積構成割合（％※1）／中段：機能別面積（㎡※2）／下段：職員一人当たりの面積（㎡/人※3）										
			1 執務	2 特有諸室	3 会議室	4 相談室	5 倉庫	6 福利厚生	7 窓口待合 ロビー	8 議会関係	9 その他諸室	10 共有部分	11 複合施設
39.94 ※4	1,954 ※4	24,521	41.63	6.02	5.69	0.94	7.58	2.54	1.33	5.80	0.98	27.20	0.30
			10,208	1,475	1,396	230	1,859	623	327	1,421	239	6,669	74
職員1人当り面積(㎡/人)		12.5	5.2	0.8	0.7	0.1	1.0	0.3	0.2	0.7	0.1	3.4	0(0.04)

※1 小数点第三位以下は四捨五入 ※2 小数点以下は四捨五入 ※3 小数点第二位以下は四捨五入
※4 R4.4.1時点

現地実測の対象施設は以下のとおり。

① 本庁舎	⑤ 親子保健課
② 第二庁舎	⑥ 教育委員会
③ 第三庁舎	
④ 第四庁舎	

3. 本来現庁舎が備えるべき面積

(1) 移転対象職員数

全庁における職員数の試算

- 職員数については、職員一人当たり人口数を維持した場合における将来的な職員数を以下のとおり試算した。

職員数の試算結果

	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	参考：2022年 (令和4年)
人口（推計）【千人】	386,859	371,739	354,860	399,746
職員一人当たり人口数を 維持した場合の職員数【人】	3,848	3,698	3,530	3,977 職員一人当たり人口数 ：100.8
想定される職員減【人】 (直近対比)	▲ 129	▲ 150	▲ 168	—

※人口（推計）は、第2期市地域創生総合戦略における人口推計モデル
※職員数は、再任用職員及び会計年度任用職員を含む
※減員数は、それぞれ約10年ごとに減少する職員数を示す

移転対象職員数の設定

- 新庁舎整備は約10年後と想定されていることから、2030年度時点の職員数を基礎に、新庁舎に入局する職員数を、複数ケース算定した。
- 既存ストックを活用可能であり、かつ、新庁舎の規模抑制に寄与する、パターン2を選択する。

移転対象職員数のパターン別試算結果

			参考：2022年度 (令和4年度)	2030年度 (令和12年度)
本庁舎 (第1～第3庁舎)		職員数	1,592	1,540
		減員数	－	▲ 52
第4庁舎	農政部等 (建築住宅課含)	職員数	138	133
		減員数	－	▲ 5
	外局等	職員数	39	38
		減員数	－	▲ 1
親子保健課		職員数	50	48
		減員数	－	▲ 2
教育委員会 (清武)		職員数	135	130
		減員数	－	▲ 5
上下水道局		職員数	174	168
		減員数	－	▲ 6
合計人数			2,128	2,057

採用					
パターン1		パターン2		パターン3	
移転対象	人数	移転対象	人数	移転対象	人数
○	1540	○	1540	○	1540
○	133	○	133	○	133
			－	○	38
○	48	○	48	○	48
○	130		－	○	130
			－	○	168
	1851		1721		2057

移転対象職員数を
1720人とする

3. 本来現庁舎が備えるべき面積

(2) ベンチマークデータとベース規模

ベンチマークデータの整理

- 近年に新庁舎を建設した「人口：20万人以上」かつ「（新庁舎配置）職員数：1,000名超」の自治体の面積から、職員1人当たり面積の平均値を算出した結果、25.5㎡/人となった。

ベンチマークデータ

ベンチマーク自治体			上段：機能別面積構成割合（％）／中段：機能別面積（㎡）／下段：職員一人当たりの面積（㎡/人）										
自治体	職員数※ （人）	延べ床面積※ （㎡）	1 執務	2 特有諸室	3 会議室	4 相談室	5 倉庫	6 福利厚生	7 窓口待合 ロビー	8 議会関係	9 その他諸室	10 共有部分	11 複合施設
A	約1,600	約40,000	28.95	6.71	5.58	0.81	3.98	2.64	5.16	4.53	2.21	39.43	0.00
			11,436	2,651	2,204	320	1,572	1,043	2,038	1,790	873	15,576	0.0
	職員1人当たり面積(㎡/人)	24.7	7.1	1.7	1.4	0.2	1.0	0.7	1.3	1.1	0.5	9.7	0.0
B	約1,200	約35,000	30.27	5.02	5.55	1.25	5.78	2.32	8.44	4.78	0.43	36.18	0.00
			10,726	1,779	1,967	443	2,048	822	2,991	1,694	152	12,817	0.0
	職員1人当たり面積(㎡/人)	29.1	8.8	1.5	1.6	0.4	1.7	0.7	2.5	1.4	0.1	10.5	0.0
C	約1,300	約27,000	24.65	5.39	4.03	0.63	4.12	3.01	4.32	6.30	2.27	43.32	1.97
			6,540	1,431	1,069	168	1,092	798	1,148	1,671	601	11,494	522
	職員1人当たり面積(㎡/人)	20.4	5.0	1.1	0.8	0.1	0.8	0.6	0.9	1.3	0.5	8.8	0.4
D	約1,200	約32,000	33.71	4.48	5.82	0.65	4.85	1.37	8.84	5.70	1.60	32.98	0.00
			10,764	1,431	1,858	208	1,549	437	2,823	1,820	511	10,531	0.0
	職員1人当たり面積(㎡/人)	27.8	9.4	1.2	1.6	0.2	1.3	0.4	2.5	1.6	0.4	9.2	0.0
ベンチマーク 平均	1,317	33,351	29.39	5.40	5.25	0.84	4.68	2.33	6.69	5.33	1.63	37.97	0.49
			9,802	1,801	1,751	280	1,561	777	2,231	1,778	544	12,633	163
	職員1人当たり面積(㎡/人)	25.5	7.5	1.4	1.3	0.2	1.2	0.6	1.7	1.4	0.4	9.6	0.1

※A～Dは概数としての表示

ベース規模の設定

- 本来現庁舎が備えるべき面積のベースとする延床面積は、職員 1 人当たり面積のベンチマーク平均値（25.5㎡/人）に、新庁舎への移転対象職員数（1,720人）を乗じることで算出した。
- 算出した延床面積（43,860㎡）を、機能別面積構成割合（ベンチマーク平均値）に応じて按分することで、11機能別の面積を算出した。

ベース規模の算定結果

職員 1 人当 たり面積 (㎡/人)	職員数 (人)	延床面積 (㎡)	上段：ベンチマーク平均 機能別面積構成割合（％）／下段：機能別標準面積										
			1 執務	2 特有諸室	3 会議室	4 相談室	5 倉庫	6 福利厚生	7 窓口待合 ロビー	8 議会関係	9 その他諸室	10 共有部分	11 複合施設
25.5	1,720	43,860	29.39	5.40	5.25	0.84	4.68	2.33	6.69	5.33	1.63	37.97	0.49
			12,890	2,368	2,303	368	2,053	1,022	2,934	2,338	715	16,654	215

3. 本来現庁舎が備えるべき面積 (3) ベース規模の補正

執務機能の面積

- 「執務」機能の面積は、各ベンチマークデータ間の乖離が大きかったため、補正値を2パターン算出した。
- 補正値（小）については現庁舎並に手狭になること、補正値（大）について過大であることから、中間的な規模である、ベース規模（ベンチマーク平均値）を採用する。

「執務」機能の面積の最小値と最大値

ベンチマーク 自治体名	職員数※ (人)	延べ床面積※ (㎡)	機能別面積構成割合	職員一人当り 面積	宮崎市職員数	「執務」機能 面積
			「1.執務」の面積			
C	約1,300	約27,000	24.65%	最小値 5.0㎡/人	1,720 人	補正值（小） 8,600.0㎡ (5.0㎡×1,720人)
			6,540㎡			
D	約1,200	約32,000	33.71%	最大値 9.4㎡/人		補正值（大） 16,168㎡ (9.4㎡×1,720人)
			10,764㎡			

※概数としての表示

↑↓

ベース規模
12,890㎡

※1 小数点以下は四捨五入

会議室機能の面積

- 宮崎市の利用実態を踏まえ、2パターン補正値を算出したものの、いずれも現庁舎の面積（1,419㎡）以下となった。会議室が不足している中、現庁舎よりも小さい面積とすることは困難であることから、ベース規模（ベンチマーク平均値）を採用する。

①別途実施「会議室利用アンケート」結果の利用時間に対し、目標稼働率が70%※2以下となるよう、各会議室必要室数を設定（現状）【室数23】

（表A） 各会議室の必要室数の設定 【室数28】

室規模	利用時間	年間利用可能上限時間※3	目標稼働率	目標稼働率達成に必要な室数※4	実質稼働率
A:4名以下	7,030.5	1,920	70%	6	61.0%
B:8名以下	9,579.0	1,920	70%	8	62.4%
C:12名以下	4,465.0	1,920	70%	4	58.1%
D:24名以下	3,803.5	1,920	70%	3	66.0%
E:36名以下	1,226.5	1,920	70%	1	63.9%
F:48名以下	936.0	1,920	70%	1	48.8%
G:60名以下	560.0	1,920	70%	1	29.2%
H:100名以下	1,499.0	1,920	70%	2	39.0%
I:101名以上	902.0	1,920	70%	1	47.0%

※1 小数点以下は四捨五入 ※2 国土交通省における合同庁舎の会議室適正稼働率より

※3 一日の利用可能時間を8時間 年間稼働日数を240日と設定(年間利用可能上限時間：8H×240日＝1920時間) ※4 実質稼働率が、目標稼働率70%以下となるよう、各室数を設定

施設名	会議室	利用可能人数	施設名	会議室	利用可能人数
会議室棟	大会議室	100	第四庁舎	9階A会議室	50
	第1会議室	40		9階B会議室	50
	第2会議室	30		10階会議室	30
	第3会議室	35	本庁舎	3階中会議室	20
	第4会議室	35		4階会議室A	10
第二庁舎	第5会議室	35		4階会議室B	20
	3階会議室	10		特別会議室	30
第三庁舎	4階会議室	50	清武総合支所	1階大会議室	80
	2階会議室	15			
	2階小会議室	12			
	3階小会議室	12			

- ②（表A）より、会議室面積の効率化と、用途転換のしやすさの観点より、確保すべき会議室の組合せを2パターン設定して、必要面積の試算を行った
- パターン1：A・Bの会議室利用頻度が最も高いことから、会議室を使いやすい4グループに分けて必要な室数を設定して、面積を試算
- パターン2：会議室利用度が低い、E～Iの会議室を1つのグループに再編した3グループに分けて必要な室数を設定して、面積を算定（パターン1）

室規模	利用時間	年間 利用可能 上限時間	目標 稼働率	目標稼働率達成 に必要な室数	実質 稼働率	1室あたりの 最小必要 面積	延べ 必要面積
A:4名以下	16,609.5	1,920	70%	13	66.5%	13.0㎡	169.0㎡
B:8名以下							
C:12名以下	8,268.5	1,920	70%	7	61.5%	51.8㎡	362.6㎡
D:24名以下							
E:36名以下	2,162.5	1,920	70%	2	56.3%	77.8㎡	155.6㎡
F:48名以下							
G:60名以下	2,961.0	1,920	70%	3	51.4%	155.5㎡	466.5㎡
H:100名以下							
I:101名以上							
※ CはDを分割して、G、H、Iは、 Eをつなげて使用				25	補正值(大) 1,153.7㎡		

室規模	利用時間	年間利用可能上限時間	目標稼働率	目標稼働率達成に必要な室数	実質稼働率	1室あたりの最小必要面積	延べ必要面積
A:4名以下	16,609.5	1,920	70%	13	66.5%	13.0㎡	169.0㎡
B:8名以下							
C:12名以下	8,268.5	1,920	70%	7	61.5%	51.8㎡	362.6㎡
D:24名以下							
E:36名以下	5,123.5	1,920	70%	4	66.7%	77.8㎡	311.2㎡
F:48名以下							
G:60名以下							
H:100名以下							
I:101名以上							
※ CはDを分割して、H、Iは、Gをつなげて使用				24	補正値(小) 842.8㎡		

ベース規模
2,303㎡

倉庫機能の面積

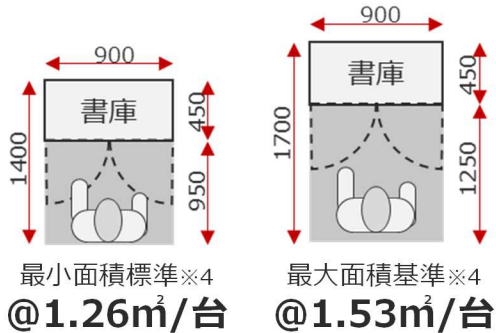
- 「倉庫」機能の面積についても、ベース規模に加え、書庫前スペースに応じて2パターン補正値を算出した。
 - 今後、ペーパレス化が進む想定であることを踏まえ、もっと小さいベース規模を採用する。
- 別途実施「文書・物品量アンケート」結果の合計値を、調査対象部局が保有する全ての文書・物品の「総量」と、対象施設※2内のみの保管量となる「庁舎内のみ」に分けて整理（表B-1）
- 必要面積試算に用いる「書庫1台あたりの基準面積」を、最小／最大の2種類設定（図1）
- （表B-1）「文書・物品量アンケート」結果（上段：総量／下段：庁舎内のみ）

（単位：fm）

書棚1台（＝5.1fm）当りの標準面積



書庫1台のイメージ
（A4版6段収納）
幅90cm、奥行45cm、高さ210cm



- 「文書物品専用保管室」に必要な面積を、（表B-1）の「庁舎内のみ」の値を用いて整理（表B-2）
- （表B-2）文書物品専用保管室」に必要な面積

区分	総fm/1人当りfm※3	総書庫台数/1人当り台数※3	最小基準面積の試算結果:m ² （補正値：小）	最大基準面積の試算結果:m ² （補正値：大）
①常用文書（執務室内）	7,160.9 / 4.0	1,404.1 / 0.8	1,769.0 (1,404※1 x 1.26)	2,148.1 (1,404※1 x 1.53)
②保管中文書（執務室内）	3,060.1 / 1.7	600.0 / 0.3	756.0 (600※1 x 1.26)	918.0 (600※1 x 1.53)
③物品（執務室内）	2,354.8 / 1.3	461.7 / 0.3	582.1 (462※1 x 1.26)	706.9 (462※1 x 1.53)
④文書物品（執務室外）	9,643.6 / 5.3	1,890.9 / 1.0	2,382.7 m ² (1,891 x 1.26)	2,893.2 m ² (1,891 x 1.53)

※1 小数点以下は四捨五入

※2 本庁舎・第2-第4庁舎・保健所（親子保健課）・会議棟

※3 2021年度職員数（N=1,812）で割った値

※4 最小基準面積：台車使用時に最低限必要な通路幅（0.9m以上）を確保した場合／最大基準面積：余裕をもって台車が使用できる通路幅（1.2m以上）を確保した場合

ベース規模 2,053m²

議会関係機能の面積

- 「議会関係」機能面積については、議員一人当たり面積から導出されることが合理的と考えられるため、各ベンチマーク自治体における議員一人当たり面積を算出し、補正値を3パターン算出した。
- 今後、さらなるデジタル技術の普及で、ペーパーレス等も進むと考えられることから、補正値（小）を採用する。

「議会関係」機能の補正用面積

ベンチマーク自治体	議員数 (人)	延べ床面積※ (㎡)	機能別面積構成割合	議員一人当 たり面積 (㎡/人)	宮崎市議 会議員数 (人)	「議会関係」機能
			「8.議会関係」面積			
A	38	約40,000	4.53% ----- 1,790㎡	47.1	40	1,884㎡ (47.1㎡×40人)
B	36	約35,000	4.78% ----- 1,694㎡	47.0		1,880㎡ (47.0㎡×40人)
C	36	約27,000	6.30% ----- 1,671㎡	46.4		補正値（小） 1,856㎡ (46.4㎡×40人)
D	34	約32,000	5.70% ----- 1,820㎡	53.5		補正値（大） 2,140㎡ (53.5㎡×40人)
ベンチマーク 平均	36	33,351	5.33% ----- 1,778㎡	49.3		補正値（中） 1,972㎡ (49.3㎡×40人)

※A～Dは概数としての表示

共用部分機能の面積

- 「共用部分」機能面積については、ベンチマークによる算出（16,654㎡）では、現の庁舎同機能より延床面積が過大となるため、人口規模及び職員数の近い先進自治体（A）の数値を採用する。

「共用部分」機能の補正用面積

ベンチマーク自治体	職員数※ (人)	延べ床面積※ (㎡)	機能別面積構成割合	職員一人当たり 面積 (㎡/人)
			「10.共用部」面積	
A	約1,600	約40,000	39.43%	9.7
			15,576㎡	
B	約1,200	約35,000	36.18%	10.5
			12,817㎡	
C	約1,300	約27,000	43.32%	8.8
			11,494㎡	
D	約1,200	約32,000	32.98%	9.2
			10,531㎡	
ベンチマーク 平均	1,317	33,351	37.97%	9.6
			12,633㎡	

※A～Dは概数としての表示

3. 本来現庁舎が備えるべき面積 (4) 面積の算出

本来現庁舎が備えるべき面積

- ・ ベース規模に補正値を勘案し、本来現庁舎が備えるべき面積を算出した。
 - ― 議会関係機能及び共用部分機能に、補正値を適用した。

本来現庁舎が備えるべき面積と現庁舎の面積との差異

単位：㎡

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計面積
		執務	特有諸室	会議室	相談室	倉庫	福利厚生	窓口・待合ロビー	議会関係	その他諸室	共用部分	複合施設	
本来現庁舎が備えるべき面積①		12,890	2,368	2,303	368	2,053	1,022	2,934	1,856	715	15,576	215	42,300
参考	現庁舎の面積②	9,252	1,384	1,127	204	1,331	553	327	1,421	239	6,049	74	21,961
	差異（①-②）	+3,638	+984	+1,176	+164	+722	+469	+2,607	+435	+476	+9,527	+141	+20,339

※現庁舎面積は、移転対象組織（P9参照）を考慮して、P5の面積を再計算したもの。

4. 新庁舎が備えるべき面積

テレワーク率の検討結果

- ・ テレワーク率については、10%を見込む。

再掲：テレワーク率の検討結果

- ・ ①職員の要望に基づくテレワーク率の設定、②職員の勤務状況に基づくテレワーク率の設定、③民間企業の出社率を踏まえたテレワーク率の設定の3つの方法でテレワーク率について検討を行ったところ、①の場合26.5%、②の場合12.4%、③の場合50%程度という結果となった。
- ・ 民間企業と宮崎市では、窓口業務や外勤業務等働き方が大きく異なることから、③の値をそのまま採用することは難しいと考えられる。
- ・ また、①の値よりも②の値の方が小さい値となっており、先述の通り、①の場合に庁内の業務が上手く機能するかどうかについて判断できないことから、②の値をベースにテレワーク率の設定を行うものとする。
- ・ ②の職員の勤務状況に基づく設定値を踏まえるとともに安全側をみて、現時点においてはテレワーク率を10%程度に設定するのが妥当と考えられる。
- ・ 一方でこの設定値は、テレワークを想定していない現庁舎における働き方や庁内の制度に基づく設定値であり、安全側を見た設定値であることには留意する必要がある。
- ・ 今後、働き方や庁内の制度を見直すことにより、外勤業務人員を「テレワークできる職員」と見なせるようになったり、庁内のテレワーク環境が整備されることにより内勤業務人員の割合を減らすことができる可能性がある。
- ・ 以上のとおり、考え方次第では変動する要素が複数あることから、テレワーク率については今後も継続して検討を行うが望ましい。

新庁舎が備えるべき面積

- 本来現庁舎が備えるべき面積に、テレワーク率を考慮することで、新庁舎が備えるべき面積を算出した。
- その結果、41,000㎡となった。

新庁舎が備えるべき面積

単位：㎡

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	合計面積
	執務	特有諸室	会議室	相談室	倉庫	福利厚生	窓口・待合ロビー	議会関係	その他諸室	共用部分	複合施設	
本来現庁舎が備えるべき面積	12,890	2,368	2,303	368	2,053	1,022	2,934	1,856	715	15,576	215	42,300

↓
テレワーク率10%考慮

新庁舎の面積	11,601	2,368	2,303	368	2,053	1,022	2,934	1,856	715	15,576	215	41,011
--------	--------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-----	--------	-----	--------

新庁舎が備えるべき面積を
41,000㎡とする

<参考>総務省起債基準（現廃止）での算定

区分			換算人員				新庁舎床面積		
							積算根拠		
			職員数	換算率	換算人員	基準面積職員 一人当たり	換算人員×4.5㎡		
①	執務面積 合計		1,720						11,425.50
		特別職	5	20	100	4.5㎡/人	100×4.5	=	450.00
		部長級	23	9	207		207×4.5	=	931.50
		課長級	69	5	345		345×4.5	=	1,552.50
		補佐・係長級	264	2	528		528×4.5	=	2,376.00
		一般（事）	1,359	1	1,359		1,359×4.5	=	6,115.50
②	倉庫	執務室面積×13%				11,425.5×13%	=	1,485.30	
③	会議室	職員数×7.0㎡				1,720×7.0㎡	=	12,040.00	
④	共用部	各室面積の40%（①＋②＋③）×0.4				24,950.8×0.4	=	9,980.30	
⑤	議会関係諸室	議員定数×35㎡				40×35	=	1,400.00	
合計									36,331.10
⑥	付加機能（15%） H29年 宮崎市庁舎問題検討委員会資料より 36,331.1×0.15							5449.7	
総合計（合計+⑥）									41,780.80

※付加機能：防災対策機能、市民交流機能を想定し、他自治体の事例を参考に15%を設定

約42,000㎡

5. 他の庁舎の利用可能性検討

前提条件整理

- 新庁舎については、移転対象人数を1,720人と見込んでいる。そのうえで、テレワーク率を10%と設定しているため、新庁舎の収容職員数は、1,548人となる。
- テレワークの浸透と職員の減少により、移転当初の収容職員数と、その後の登庁職員数にはギャップ（差異）が発生し、余剰の発生が見込まれる。
- そのため、テレワーク率を複数ケース設定し、ケースごとに生じる余剰を算定し、移転対象外となった組織の新庁舎への受け入れ可能性を把握する。

ケース設定

ケース		2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)
1	現状据え置き	10%	10%	10%
2	上昇後据え置き①	10%	20%	20%
3	上昇後据え置き②	10%	30%	30%
4	段階的上昇	10%	20%	30%

庁舎ごと(在席職員数)の推移

		2022年 (令和4年)	2030年 (令和12年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	
本庁舎 (第1～第3庁舎)		職員数	1, 592	1, 540	1, 480	1, 413
		減員数		▲ 52	⇒ ▲ 60	⇒ ▲ 67
第4庁舎	農政部等 (建築住宅課含)	職員数	138	133	128	123
		減員数		▲ 5	⇒ ▲ 5	⇒ ▲ 5
	外局等	職員数	39	38	36	34
		減員数		▲ 1	⇒ ▲ 2	⇒ ▲ 2
親子保健課		職員数	50	48	46	44
		減員数		▲ 2	⇒ ▲ 2	⇒ ▲ 2
教育委員会 (清武)		職員数	135	130	125	119
		減員数		▲ 5	⇒ ▲ 5	⇒ ▲ 6
上下水道局		職員数	174	168	161	154
		減員数		▲ 6	⇒ ▲ 7	⇒ ▲ 7
その他 (消防局、総合支 所、学校等)		職員数	1, 849	1, 791	1, 722	1, 643
		減員数		▲ 58	⇒ ▲ 69	⇒ ▲ 79
合 計		3, 977	3, 848	3, 698	3, 530	

試算結果（ケース１：現状据え置き）

- 2040年において、第4庁舎の外局等を新庁舎に移転させることが可能となるのみであり、他の組織の移転は困難である試算結果となった。

ケース１：現状据え置きの試算結果

		2030年 (令和12年)	
移転対象人数（人）		1,720	
テレワーク率		10%	
新庁舎の収容人数（人）・・・①		1,548	

		2040年 (令和22年)		2050年 (令和32年)	
テレワーク率		10%		10%	

		在籍者数	登庁者数	在籍者数	登庁者数
移転対象	本庁舎（第1～第3庁舎）	1,480	1,332	1,413	1,272
	第4庁舎 農政部等 (建築住宅課含)	128	115	123	111
	親子保健課	46	41	44	40
	合計・・・②	1,654	1,488	1,580	1,423
	余剰（①－②）・・・③		60		125
移転対象 外	教育委員会（清武）	125	113	119	107
	第4庁舎 外局等	36	32	34	31
	上下水道局	161	145	154	139
	合計・・・④	322	290	307	277
余剰人数と移転対象外人数の対比（③－④）			▲ 230		▲ 152

試算結果（ケース２：上昇後据え置き①）

- 教育委員会、外局等、上下水道局のうち、いずれか２つの組織については、2040年において新庁舎に移転可能であり、残る１つの組織は、2050年において新庁舎に移転可能である試算結果となった。

ケース２：上昇後据え置き①

		2030年 (令和12年)	
移転対象人数（人）		1,720	
テレワーク率		10%	
新庁舎の収容人数（人）・・・①		1,548	

		2040年 (令和22年)		2050年 (令和32年)	
テレワーク率		20%		20%	

		在籍者数	登庁者数	在籍者数	登庁者数
移転対象	本庁舎（第1～第3庁舎）	1,480	1,184	1,413	1,130
	第4庁舎 農政部等 (建築住宅課含)	128	102	123	98
	親子保健課	46	37	44	35
	合計・・・②	1,654	1,323	1,580	1,263
	余剰（①－②）・・・③		225		285

移転対象 外	教育委員会（清武）	125	100	119	95
	第4庁舎 外局等	36	29	34	27
	上下水道局	161	129	154	123
	合計・・・④	322	258	307	245

余剰人数と移転対象外人数の対比（③－④）		▲ 33	40
----------------------	--	------	----

試算結果（ケース３：上昇後据え置き②）

- 教育委員会、外局等、上下水道局のすべてが、2040年において新庁舎に移転可能である試算結果となった。

ケース３：上昇後据え置き②

		2030年 (令和12年)	
移転対象人数（人）		1,720	
テレワーク率		10%	
新庁舎の収容人数（人）・・・①		1,548	

		2040年 (令和22年)		2050年 (令和32年)	
テレワーク率		30%		30%	

移転対象			在籍者数	登庁者数	在籍者数	登庁者数
	本庁舎（第1～第3庁舎）		1,480	1,036	1,413	989
	第4庁舎	農政部等 (建築住宅課含)	128	90	123	86
	親子保健課		46	32	44	31
	合計・・・②		1,654	1,158	1,580	1,106
	余剰（①－②）・・・③			390		442

移転対象外	教育委員会（清武）		125	88	119	83
	第4庁舎	外局等	36	25	34	24
	上下水道局		161	113	154	108
	合計・・・④		322	226	307	215

余剰人数と移転対象外人数の対比（③－④）			164	227
----------------------	--	--	-----	-----

試算結果（ケース４：段階的上昇）

- 教育委員会、外局等、上下水道局のうち、いずれか２つの組織については、2040年において新庁舎に移転可能であり、残る１つの組織は、2050年において新庁舎に移転可能である試算結果となった。

ケース４：段階的上昇の試算結果

		2030年 (令和12年)				
移転対象人数（人）		1,720				
テレワーク率		10%				
新庁舎の収容人数（人）・・・①		1,548				
		2040年 (令和22年)		2050年 (令和32年)		
テレワーク率		20%		30%		
		在籍者数		登庁者数		
移転対象	本庁舎（第1～第3庁舎）		1,480	1,184	1,413	989
	第4庁舎	農政部等 (建築住宅課含)	128	102	123	86
	親子保健課		46	37	44	31
	合計・・・②		1,654	1,323	1,580	1,106
	余剰（①－②）・・・③			225		442
移転対象 外	教育委員会（清武）		125	100	119	83
	第4庁舎	外局等	36	29	34	24
	上下水道局		161	129	154	108
	合計・・・④		322	258	307	215
余剰人数と移転対象外人数の対比（③-④）				▲ 33		227